

令和7年度介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）
交付要綱

（趣旨）

第1 知事は、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して賃上げ支援を上乘せするとともに、介護職員について、職場環境改善に取り組む介護サービス事業所等の支援を行うための補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

- 第2 この補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する介護サービス事業所等とする。
- (1) 別紙1表1に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、国実施要綱「6 補助金の要件」の(1)を満たすもの
 - (2) 別紙1表2に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、国実施要綱「6 補助金の要件」の(2)を満たすもの
 - (3) 別紙1表3に掲げるサービス類型の介護サービス事業所等であって、国実施要綱「6 補助金の要件」の(3)を満たすもの
- 2 本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は令和7年12月とし、原則、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。
- 3 次の各号に該当する介護サービス事業所等は本補助金の対象外とする。
- (1) 令和8年4月以降に新規開設された介護サービス事業所等
 - (2) 第5第1項の交付申請書及び計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等
 - (3) 別紙1表4に掲げる居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業については、第一号訪問事業及び第一号通所事業（従前相当サービス（市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）及びサービス・活動A（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基

準に該当する基準に基づき実施されるサービス)のうち、市町村において介護職員等処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)に相当する加算が設けられている場合に限る。)並びに第一号介護予防支援事業を本事業の対象とする。

5 本事業の対象者は、次の各号のとおりとする。

(1) 国実施要綱「6 補助金の要件」の(1)①、(2)①又は(3)の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護従事者を対象とする。

(2) 国実施要綱「6 補助金の要件」の(1)②又は③若しくは(2)②又は③の要件を満たす介護サービス事業所等について、当該要件を満たした場合に設定された交付率に基づき算出される補助額については、当該介護サービス事業所等に勤務する介護職員(ただし、当該介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。)を対象とする。

6 この補助金の交付の対象となる経費は、国実施要綱「7 補助対象経費」による、介護従事者の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)をいう。)の改善及び職場環境改善等の取組のための経費とする。

7 第1項に定める対象事業者について、次の各号のいずれかに該当する者は対象事業者から除外する。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 役員が暴力団員(暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。

(3) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

(5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

(補助額)

第3 補助額は、以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所等ごとに補助額を合計することで確定することとする。なお、被保険者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{被保険者ごとの補助額} = \text{基準月の介護総報酬} \times \text{交付率}$$

※ 基準月の介護総報酬は、基準月の介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたものの。

※ 交付率は、サービス類型及び国実施要綱「6 補助金の要件」別に6月分として設定された別紙1表1、表2及び表3に掲げる交付率とする。

※ 基準月は、原則、令和7年12月とする。

（交付の条件）

第4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- （1）事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（交付申請等）

第5 規則第3条第1項の規定による申請は、交付申請書（第1号様式）及び計画書（別紙様式2）を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

2 交付決定後の事情の変更により補助額の変更を行う場合、及び第4（2）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更交付（承認）申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更に係る届出書（別紙様式4）を併せて提出するものとする。

- （1）会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
- （2）複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合
- （3）就業規則を改訂（介護従事者の処遇に関する内容に限る。）した場合

（事業の中止又は廃止の承認申請）

第6 第4（2）の規定により知事の承認を受けようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を事業を中止し、又は廃止しようとする日の10日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定の期間内に完了しない場合等の報告)

第7 第4(3)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(特別な事情に係る届出)

第8 事業の継続を図るために、職員の賃金水準(処遇改善加算による賃金改善分を除く。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した特別な事情に係る届出書(別紙様式5)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 本補助金の交付を受けている介護サービス事業所等の法人の収支(介護事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- (2) 介護従事者の賃金水準の引下げの内容
- (3) 当該法人の経営及び介護従事者の賃金水準の改善の見込み
- (4) 介護従事者の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

(申請の取下げ)

第9 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(実績報告)

第10 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書(別紙様式3)に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第11 知事は、必要があると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書の提出を要しないものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(第4号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(検査の実施)

第13 知事は、対象事業者に対し、必要に応じて検査を実施することができる。

(交付決定の取り消し)

第14 知事は、補助金の交付を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第15 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、期限を定めて、補助金の全部又は一部について県に返還を命ずるものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。

別紙 1

表 1 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（第 2（1）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
訪問介護	26.4% (21.6%)	20.4% (15.6%)	15.6% (15.6%)	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
(介護予防) 訪問入浴介護	20.4% (17.4%)	16.2% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.0%
通所介護	19.2% (16.2%)	15.6% (12.6%)	12.6% (12.6%)	3.6%	3.0%
地域密着型通所介護	24.6% (21.0%)	20.4% (16.8%)	16.8% (16.8%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 通所リハビリテーション	16.8% (14.4%)	13.8% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	34.8% (28.8%)	27.6% (21.6%)	21.6% (21.6%)	7.2%	6.0%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表2 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（第2（2）に該当するサービス）

1 サービス区分	交付率				
	2 ①+②+③ (うち賃金改善経費分)	3 ①+③ (うち賃金改善経費分)	4 ① (うち賃金改善経費分)	5 (参考) ②	6 (参考) ③
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%

注 短期利用型サービスも含む。

表3 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）対象サービス（第2（3）に該当するサービス）

1 サービス区分	2 交付率 (うち賃金改善経費分)
(介護予防) 訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

表4 介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）非対象サービス

1 サービス区分	2 交付率
(介護予防) 福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、 (介護予防) 居宅療養管理指導	0%